

第65回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年6月23日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件

株式会社タチエス

証券コード：7239



目次

- ▶ 第65回定時株主総会招集ご通知 … 1

【添付書類】

- ▶ 事業報告 …… 3
- ▶ 連結計算書類 …… 23
- ▶ 計算書類 …… 36
- ▶ 監査報告 …… 45
- ▶ 株主総会参考書類 …… 48

証券コード7239
平成29年6月1日

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス

代表取締役社長 中山 太郎

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号
株式会社タチエス 本社3階講堂
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役賞与支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tachi-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内



株主総会にご出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により議決権を行使される方へ

行使期限 平成29年6月22日（木曜日） 午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより議決権を行使される方へ

行使期限 平成29年6月22日（木曜日） 午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使のお取り扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策等により企業収益や雇用環境は改善が見られたものの、為替や株価の変動など不安定な要素もあり、消費マインドの回復には至らず、景気は足踏み状態が続いております。また、海外におきましては、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向などによる政治・経済の不確実性の高まりや、中国を中心とした新興国における景気下振れリスクの懸念もあり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが関連する自動車業界におきましては、国内市場では乗用車は堅調に推移したものの、軽自動車増税や、燃費不正問題の影響などから軽自動車の販売減少が続きました。海外におきましては、中国市場は小型車向け減税措置の延長もあり活性化が継続している一方、米国市場ではこれまで拡大が続いた新車市場で減速感が強まっております。また、東南アジア市場では販売台数が上向き、ブラジル市場においても生産台数の増加が継続するなど改善傾向が見られました。

このような環境の中、当社グループは、「品質No.1」「連結営業利益率7%」「世界生産シェア7%」の持続的達成を目指した中期計画『グローバルチームワーク2020』を策定し、スピードを上げ推進しております。

当期の主な活動といたしましては、得意先の事業拡大に伴い、日本、中南米、中国において生産が増加しました。メキシコではコンポーネント生産能力の増強を図り、中国では、現地開発能力強化に向け新たな開発センターが稼動しました。また、将来の成長を見据えた現地開発能力の更なる強化とスピードアップのため、メキシコと中国の両拠点において衝突試験機の導入を決定いたしました。当社はこのような活動を通じ、更なる競争力強化の動きを加速しております。

このような経営環境のもと、当期における業績は、国内及び海外ともに販売は底堅く推移したものの、為替変動に伴う円換算額減少により、売上高は2,825億2千5百万円（前期比0.4%減）と微減となりました。利益面につきましては、量産効果及び海外での合理化努力による利益貢献等により、営業利益は88億5千9百万円（前期比28.7%増）、経常利益は123億3千7百万円（前期比59.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は72億6千2百万円（前期比330.9%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

新型車の立ち上がりによる効果や海外向け車種の販売増加等により、売上高は1,286億7千2百万円（前期比10.7%増）、営業利益は27億9千6百万円（前期比232.5%増）となりました。

②北米

為替変動に伴う円換算額の減少により、売上高は466億6千4百万円（前期比9.8%減）、営業利益は6億2千7百万円（前期比45.4%減）となりました。

③中南米

販売は増加したものの為替変動に伴う円換算額の減少により、売上高は587億9千9百万円（前期比10.7%減）、営業利益は1億8百万円（前期比80.0%減）となりました。

④欧州

売上高は22億2千万円（前期比141.4%増）、営業損失は3億4千8百万円（前期は営業損失6億3百万円）となりました。

⑤中国

販売は増加したものの為替変動に伴う円換算額の減少により、売上高は435億7千1百万円（前期比4.1%減）、量産効果及び合理化努力による利益貢献等により営業利益は57億5千3百万円（前期比14.6%増）となりました。

⑥東南アジア

売上高は25億9千6百万円（前期比24.3%減）、営業損失は4千9百万円（前期は営業損失47万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産設備を中心に、総額50億6千4百万円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、主に長期的な運転資金として、金融機関より長期借入30億円を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが関連する自動車業界におきましては、二大市場である中国と米国では市場伸長率は鈍化するもののSUV人気に支えられ、堅調な需要が見込まれます。新興国におきましては、東南アジアや南米市場で低迷から脱しつつあり、来期の自動車世界市場は8年連続の拡大が見込まれております。

一方、自動運転技術の急速な進歩など多様な技術革新により、自動車業界を取り巻く環境は大きく変貌しつつあり、技術競争は熾烈を極める状況です。また、競争力を高めるには、将来を見据えた新たな技術開発力やモノづくり力をグローバルで強化していくことが求められております。

このような環境に対応し、お客様の期待・ニーズに対してシート全体の提案ができ、グローバルで生産できる『グローバル・シート・システム・クリエーター』としてお客様からの信頼をベースに『選ばれ続ける企業』となることが当社グループの目指す方向であります。

そのために、以下を重点活動方針に掲げ取り組んでまいります。

- ①技術、品質、コスト面での競争優位性を常に確保できる「モノづくり力」の構築
- ②拡販に向けた受注活動の変革及び目標に向け一貫したチーム活動のプロセス実践による「グローバル収益力」の強化
- ③地域事業本社の効率的運営とグローバル本社機能のスピーディーな活動が一体となったグループ経営の推進による「事業・マネジメント力」の向上

また、グローバル競争に打ち勝ち、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第62期 (平成26年3月期)	第63期 (平成27年3月期)	第64期 (平成28年3月期)	第65期 (当期) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)		219,661	250,940	283,662	282,525
経 常 利 益 (百万円)		4,635	4,615	7,752	12,337
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		1,627	882	1,685	7,262
1株当たり当期純利益 (円)		44.65	24.27	47.55	204.94
総 資 産 (百万円)		143,485	162,287	163,826	173,650
純 資 産 (百万円)		80,655	89,289	87,701	92,877
1株当たり純資産 (円)		2,089.83	2,401.65	2,338.64	2,473.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第62期は、売上高は増加しましたが、販売製品の構成変化による影響や、新工場及び新モデルの立ち上げに係る先行費用の負担増加等により利益面では減少し、増収減益となりました。
3. 第63期は、北米、中南米及び中国での販売増加等により売上高は増加しましたが、利益面では、海外子会社での為替差損や減損損失の計上により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。
4. 第64期は、海外での販売台数の増加等により売上高は増加しました。利益面では、新興国通貨安による為替差損の発生等があったものの、海外での売上高増加による利益貢献等により経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。
5. 第65期の状況は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0%	日本における自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 百万円	100.0	日本における各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 百万円	100.0	日本における各種バネ・自動車座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	43 百万US\$	100.0	北米における営業、開発業務及び統括管理
シーテックス INC.	5 百万US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC	22 百万US\$	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タチエス カナダ LTD.	12 百万CAN\$	100.0 (100.0)	カナダにおける統括管理
インダストリア デ アシエント スペリオ ル S.A. DE C.V.	26 百万US\$	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.	61 百万US\$	100.0 (100.0)	中南米における開発業務及び統括管理
シーテックス オートモーティブ メキシ コ S.A. DE C.V.	24 百万US\$	95.0 (95.0)	メキシコにおける自動車座席の製造、販売
タチエス ブラジル インドゥストリア デ アセントス アウトモチボス Ltda.	10 百万US\$	100.0 (100.0)	ブラジルにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	16 百万EURO	100.0	欧州における営業、開発業務及び自動車座席部品の製造、販売
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 百万RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	43 百万RMB	70.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極愛思（中国）投資有限公司	259 百万RMB	100.0	中国における営業、開発業務及び統括管理

名 称	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
浙江泰極愛思汽車部件有限公司	142 百万RMB	100.0 (51.1)	中国における自動車座席用フレーム部品の製造、販売
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	30 百万RMB	51.0 (51.0)	中国における自動車座席の製造、販売
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	35 百万RMB	100.0 (100.0)	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
タチエス（THAILAND）CO.,LTD.	771 百万THB	100.0	東南アジア、インドにおける統括管理
タチエス オートモーティブ シーティング（THAILAND）Co.,Ltd.	153 百万THB	100.0	タイにおける自動車座席、座席部品の製造、販売
PT. タチエス インドネシア	140,602 百万IDR	100.0 (100.0)	インドネシアにおける自動車座席の製造、販売

（注）当社の出資比率欄の（ ）内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

(12) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

①当社

本 社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号	
技術センター	技術・モノづくりセンター（東京都青梅市） 技術センター愛知（愛知県安城市）	
工 場	愛知工場（愛知県安城市） 青梅工場（東京都青梅市） 平塚工場（神奈川県平塚市）	武蔵工場（埼玉県入間市） 栃木工場（栃木県下野市） 鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都羽村市
株式会社タチエスパーツ	東京都羽村市
立川発条株式会社	東京都昭島市
タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC	米国 テネシー州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.	メキシコ グアナファト州
タチエス ブラジル インドゥストリア デ アセントス アウトモチボス Ltda.	ブラジル リオデジャネイロ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A.R.L.	フランス ムードン・ラ・フォレ市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	中国 湖北省
泰極愛思（中国）投資有限公司	中国 広東省
浙江泰極愛思汽車部件有限公司	中国 浙江省
襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司	中国 湖北省
泰極愛思（武漢）汽車内飾有限公司	中国 湖北省
タチエス（THAILAND）CO.,LTD.	タイ バンコク都
タチエス オートモーティブシーティング（THAILAND）Co.,Ltd.	タイ バンコク都
PT. タチエス インドネシア	インドネシア 西ジャワ州

（注）所在地欄には本社所在地を記載しております。

(13) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
10,986名	350名減

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用等978名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,479名	29名増	39.0歳	14.7年

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等97名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,300
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,239
三井住友信託銀行株式会社	500
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	200
三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司	469

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年3月30日付けでトヨタ紡織株式会社と業務提携契約を締結いたしました。

また、平成29年4月28日開催の当社取締役会において、富士機工株式会社（以下、「富士機工」という）のシート事業を吸収分割により継承する会社の株式の全てを取得し、当社の子会社とすることを決議し、富士機工と株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本株式譲渡契約の締結に関連して、当社は、株式会社ジェイテクト（以下、「ジェイテクト」という）が富士機工の普通株式を公開買付けにより取得することに関して、ジェイテクトと公開買付けの応募に関する契約を締結いたしました。

2. 当社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,442,846株 (自己株式1,004,708株を含む)
(3) 株主数 3,606名 (前期末比541名減)
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,052 ^{千株}	5.79 [%]
日野自動車株式会社	1,521	4.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,457	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,176	3.32
齊藤 静	1,046	2.95
河西工業株式会社	905	2.56
タチエス取引先持株会	833	2.35
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	772	2.18
株式会社三井住友銀行	750	2.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	738	2.09

(注) 持株比率は自己株式（1,004,708株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	た 田 ぐち ひろ し 史 田 口 裕 史	富士機工株式会社 社外監査役
代表取締役社長 (最高執行責任者)	○ なか やま た ろう 郎 中 山 太 郎	
代 表 取 締 役 (副社長執行役員)	○ の がみ よし ゆき 之 野 上 義 之	管理本部長、経営統括部門長
取 締 役 相 談 役	さい とう きよし 潔 齊 藤 潔	株式会社やまびこ 社外取締役
取 締 役 (専務執行役員)	○ み き ひろ ゆき 之 三 木 浩 之	泰極愛思（中国）投資有限公司 総経理
社 外 取 締 役	き づ かわ みち ひろ 洽 木 津 川 迪 洽	クローバー法律事務所 パートナー 東京都弁護士国民健康保険組合 理事長
社 外 取 締 役	きの した とし お 男 木 下 俊 男	公認会計士木下事務所 代表 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役 パナソニック株式会社 社外監査役 株式会社ウェザーニューズ 社外監査役 株式会社アサツー デイ・ケイ 社外取締役 デンカ株式会社 社外監査役 株式会社みずほ銀行 社外取締役 グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式 会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	はら だ ふみ お 雄 原 田 文 雄	昭和飛行機工業株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	こん の いち ろう 郎 今 野 一 郎	
社 外 監 査 役	まつ お しん すけ 祐 松 尾 慎 祐	さくら共同法律事務所 パートナー 株式会社アイ・エー・エス・エス 社外監査役 株式会社Nuts 社外取締役
社 外 監 査 役	お ざわ のぶ あき 光 小 澤 伸 光	小澤公認会計士事務所 所長 学校法人明星学苑 理事 公益財団法人たましん地域文化財団 監事 多摩信用金庫 監事 税理士法人小澤会計事務所 代表社員

- (注) 1. 監査役小澤伸光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、取締役木津川迪洽氏、木下俊男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. ○印は執行役員兼務者であり、()内は執行役員の地位であります。
4. 平成28年6月23日開催の第64回定時株主総会において、新たに今野一郎氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 平成28年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、窪田清夫氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 社外監査役松尾慎祐氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.003%未満、同事務所が受領した売上高の0.5%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。その他の役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
7. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	とみ やま まさ き 富 山 正 樹	ビジネス本部長、第二事業グループ長
常 務 執 行 役 員	あお き おきら 青 木 明	タチエス エンジニアリング U.S.A.INC. 取締役社長
常 務 執 行 役 員	しま ざき みつ お 島 崎 満 雄	モノづくり本部長、開発・技術部門長
常 務 執 行 役 員	ない どう ひろ ひこ 内 藤 博 彦	第三事業グループ長
常 務 執 行 役 員	やま もと ゆう いち ろう 山 本 雄 一 郎	コンプライアンス担当
常 務 執 行 役 員	あり しげ くに お 有 重 邦 雄	第一事業グループ長
常 務 執 行 役 員	お の すみ お 小 野 純 生	調達部門長
執 行 役 員	あお ぢ とおる 青 地 徹	日本事業統括グループ担当
執 行 役 員	いわ さき しん や 岩 崎 信 也	開発・技術部門、品質保証部門
執 行 役 員	じ どう やすし 地 頭 泰	生産部門長
執 行 役 員	かじ はた けん じ 楮 畑 健 二	品質保証部門長
執 行 役 員	よこ お ひろ ゆき 横 尾 裕 之	日本事業統括グループ担当
執 行 役 員	ゴンサロ・エスパルサ	タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V. 取締役社長 インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V. 取締役社長
執 行 役 員	こん どう ゆう いち 近 藤 雄 一	開発・技術部門
執 行 役 員	さい どう まさ お 斉 藤 正 夫	調達部門

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役7名	241百万円	(うち社外取締役2名	13百万円)
監査役5名	36百万円	(うち社外監査役2名	7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内(うち社外取締役は年額20百万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記人数及び報酬等の額には、平成28年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記報酬等の額には、平成29年6月23日開催の第65回定時株主総会において決議予定の取締役賞与(社外取締役は除く)が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
木津川 迪 治	社外取締役	当期開催の取締役会13回中13回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
木 下 俊 男	社外取締役	当期開催の取締役会13回中13回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
松 尾 慎 祐	社外監査役	当期開催の取締役会13回中13回に、また、監査役会9回中9回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
小 澤 伸 光	社外監査役	当期開催の取締役会13回中13回に、また、監査役会9回中9回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 当社の会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、会社法等の改正を踏まえ、平成27年4月24日開催の取締役会において一部改定し、次のとおり決議しております。

内部統制システムの基本方針

当社及び当社子会社（以下、「タチエスグループ」という）の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。

当社は、この基本方針に基づきタチエスグループの内部統制システムの構築・運用に努める。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びにタチエスグループの業務の適正を確保するための体制
 - 1) タチエスグループの役員及び使用人は、「タチエス企業行動憲章」並びに「タチエス行動規範」に基づき行動する。
 - 2) 当社はコンプライアンス運営規定に基づき、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。
 - 3) タチエスグループ各社は、適正数のコンプライアンス推進者を配置すると共に、内部通報制度を設け、運用状況を定期的に当社に報告する。
 - 4) 当社はタチエスグループ各社の内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、問題点や課題を抽出し、改善を図る。
 - 5) 経営監査室は、業務の適正を確保するため、タチエスグループ各社を定期的に監査する。
 - 6) タチエスグループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令・社内規定に基づき、文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。
- 2) 企業秘密や個人情報については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に管理する。

③タチエスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、タチエスグループのリスク管理について定めるリスク管理規定を策定する。
- 2) 当社は、リスク管理を担当する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、対応リスクの優先順位を決定すると共にタチエスグループのリスク管理に関わる問題と課題を審議する。
- 3) タチエスグループ各社は、上記問題・課題を踏まえ、各社の特性に応じたリスク対応策を策定し、役員及び使用人に周知する。

④タチエスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、執行役員制度により機動的な業務執行を行う。
- 2) 当社は、タチエスグループ中期経営計画を策定し、タチエスグループ各社は、これを具体化するため年度事業計画を策定する。当社は、これらを執行役員会その他の会議体で進捗管理する。
- 3) タチエスグループ各社は、職務分掌、権限、意思決定その他組織に関する基準を定める。

⑤当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 当社が定める関係会社管理規定をタチエスグループ各社に周知させ、当社への報告と承認を義務付ける。
- 2) タチエスグループ各社は、月次の決算報告や半期毎に行われる事業報告会で事業計画の進捗や課題について当社に報告する。

- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役は必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得るものとする。
 - 3) 監査役は、経営監査室と連携を保ち効率的な監査を行う。
- ⑦タチエスグループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- 1) タチエスグループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
 - 2) タチエスグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に、また随時監査役に報告を行う。
- ⑧監査役に報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) タチエスグループ各社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの取締役及び使用人に周知徹底する。
 - 2) タチエスグループ各社の内部通報制度に関する規定において、通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取り扱いは行わないことを定める。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 当社は、監査役がその職務の遂行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査に積極的に協力する。
 - 2) 取締役は、監査役が代表取締役及び執行役員、会計監査人と定期的に意見交換できる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する事項

- ・ コンプライアンス運営規定に基づき代表取締役社長を委員長とする倫理委員会を毎年開催し、前年度の内部通報事案やコンプライアンス違反事案への対応状況等を報告すると共に、今年度のコンプライアンス活動計画を決定しております。
- ・ タチエスグループ企業行動憲章、タチエスグループ行動規範等を制定し、6カ国語に翻訳してグループの役職員に配布すると共に、入社時研修、階層別研修等を実施しております。
- ・ グループ各社の内部統制システムの構築、運用状況について調査、分析を実施しております。

②リスク管理に関する事項

- ・ タチエスグループのリスク管理について定めたリスク管理規定に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、グループ各社のリスク対応に係る調査、評価を実施しております。
- ・ グループ各社の品質状況、生産状況をモニタリングし、必要に応じて対策を講じております。

③取締役の職務の執行に関する事項

- ・ 執行役員会を原則月2回開催し、取締役会で決議されるべき事項以外の重要事項について審議し決定しております。また、取締役会で決議されるべき事項は、執行役員会で事前審議したうえで取締役会に上程しています。なお、当期は、取締役会を13回開催しました。

④子会社管理に関する事項

- ・ 当社が定める関係会社管理規定に基づき、グループ各社より重要な事項について報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。
- ・ 執行役員会において毎月、グループ各社の経営状況等を報告しております。
- ・ 半期毎に当社で開催している事業報告会及び経営コミッティにおいて、グループ各社の事業計画の進捗及び課題の報告を受けております。

⑤監査役に関する事項

- ・ 監査役は、監査役連絡会を毎月1回開催し、経営監査室と情報共有化を図っております。
- ・ 監査役は、重要な会議に出席すると共に業務執行に関する重要な文書を閲覧し、情報収集を行っております。
- ・ 監査役は、代表取締役及び執行役員と定期的に意見交換を行っております。
- ・ 監査役は、四半期毎に実施される会計監査結果報告や年2回開催される三者協議会等において会計監査人と情報交換を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。

当社が関連する自動車業界におきましては、一段と成熟化が進み、今後国内での生産量の増加は期待できない大変厳しい状況にあります。こうした環境の中、得意先自動車メーカー各社は生き残りをかけた新たな中長期の成長戦略を掲げ、グローバルで活動を推進しており、当社もこの新戦略の流れ、とりわけ新興国を中心とした事業展開に挑戦することが、生き残りをかけた正念場であると認識しております。

このような状況のもと、競争力のあるコストを達成するための体質強化を図り、得意先のニーズに対してシート全体の提案ができ、グローバルで生産できる『グローバル・シート・システム・クリエーター』として、『選ばれ続ける企業』となることを、当社グループの目指す姿として活動に取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化としては、経営責任の明確化、経営の効率化を図るため、取締役の任期を1年にすると共に執行役員制度を導入しております。また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らない社外取締役2名（弁護士1名、公認会計士1名）及び社外監査役2名（弁護士1名、公認会計士1名）を選任し、客観的かつ専門的な視点で経営を監視しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

上記(2)及び(3)に記載した内容は、上記(1)に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,280	流動負債	68,781
現金及び預金	40,919	支払手形及び買掛金	49,393
受取手形及び売掛金	43,529	短期借入金	805
有価証券	177	未払法人税等	1,864
商品及び製品	1,850	役員賞与引当金	85
仕掛品	525	その他	16,632
原材料及び貯蔵品	7,322	固定負債	11,992
繰延税金資産	1,317	長期借入金	6,500
その他	6,727	繰延税金負債	4,242
貸倒引当金	△88	役員退職慰労引当金	15
固定資産	71,369	退職給付に係る負債	437
有形固定資産	32,793	その他	796
建物及び構築物	11,293	負債合計	80,773
機械装置及び運搬具	11,065	(純資産の部)	
土地	6,482	株主資本	77,087
建設仮勘定	1,566	資本金	9,040
その他	2,385	資本剰余金	9,247
無形固定資産	1,239	利益剰余金	60,240
のれん	57	自己株式	△1,441
その他	1,181	その他の包括利益累計額	10,566
投資その他の資産	37,336	その他有価証券評価差額金	4,810
投資有価証券	27,438	為替換算調整勘定	5,713
長期貸付金	47	退職給付に係る調整累計額	42
繰延税金資産	2,922	非支配株主持分	5,223
退職給付に係る資産	85		
その他	6,946		
貸倒引当金	△103	純資産合計	92,877
資産合計	173,650	負債・純資産合計	173,650

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		282,525
売上原価		257,056
売上総利益		25,469
販売費及び一般管理費		16,609
営業利益		8,859
営業外収益		
受取利息	312	
受取配当金	239	
持分法による投資利益	2,914	
その他の	198	3,665
営業外費用		
支払利息	74	
為替差損	77	
その他の	34	187
経常利益		12,337
特別利益		
固定資産売却益	10	
子会社清算益	161	171
特別損失		
固定資産処分損	72	
投資有価証券評価損	28	
ゴルフ会員権評価損	2	103
税金等調整前当期純利益		12,406
法人税、住民税及び事業税	3,426	
法人税等調整額	△313	3,112
当期純利益		9,293
非支配株主に帰属する当期純利益		2,030
親会社株主に帰属する当期純利益		7,262

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	9,040	9,247	53,580	△1,441	70,427
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△602		△602
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,262		7,262
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	6,660	△0	6,659
平成29年3月31日残高	9,040	9,247	60,240	△1,441	77,087

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成28年4月1日残高	4,054	8,508	△112	12,450	4,824	87,701
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△602
親会社株主に帰属する 当期純利益						7,262
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	756	△2,794	155	△1,883	398	△1,484
連結会計年度中の変動額合計	756	△2,794	155	△1,883	398	5,175
平成29年3月31日残高	4,810	5,713	42	10,566	5,223	92,877

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 22社

会社名：(株)Nui Tec Corporation、(株)タチエスパーツ、立川発条(株)、タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.、シーテックスINC.、タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC、タチエス カナダ LTD.、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、タチエス ブラジル インドゥストリア デ アセントス アウトモチボス Ltda.、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極(広州)汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、泰極愛思(中国)投資有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司、タチエス オートモーティブ シーティング(THAILAND)Co.,Ltd.、タチエス(THAILAND)CO.,LTD.、PT.タチエス インドネシア

(連結の範囲に関する事項の変更)

上海泰極愛思汽車部件有限公司については、当連結会計年度において清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、泰極愛思(鄭州)汽車座椅開発有限公司、タチエス ベトナム CO.,LTD.、タチエス エンジニアリング ベトナム CO.,LTD.、APM タチエス シーティング システムズ ベトナム CO.,LTD.、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

(2) 持分法適用の関連会社の数 8社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A.LLC、フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、広州富士機工汽車部件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：福州泰昌汽車座椅開發有限公司、泰極愛思(鄭州)汽車座椅研究有限公司、タチエス ベトナム CO.,LTD.、タチエス エンジニアリング ベトナム CO.,LTD.、APM タチエス シーティング システムズ ベトナム CO.,LTD.、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

関連会社

会社名：浙江吉俱泰汽車内飾有限公司、APM タチエス シーティング システムズ SDN.BHD.

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、鄭州泰新汽車内飾件有限公司、大連東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

その他の持分法適用会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、タチエス オートモーティブ シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、タチエス エンジニアリング ラテンアメリカ S.A. DE C.V.、シーテックス オートモーティブ メキシコ S.A. DE C.V.、タチエス ブラジル インダストリア デ アセントス アウトモチボス Ltda.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極(広州)汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司、泰極愛思(中国)投資有限公司、浙江泰極愛思汽車部件有限公司、襄陽東風李爾泰極愛思汽車座椅有限公司、泰極愛思(武漢)汽車内飾有限公司、タチエス オートモーティブ シーティング(THAILAND)Co.,Ltd.、タチエス(THAILAND) CO.,LTD.、PT.タチエス インドネシアの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時 価 の あ る も の

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時 価 の な い も の

主として総平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

製品・仕掛品（量産品）、原材料

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の製品・仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

連結子会社のうち3社について、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度における、連結計算書類への影響額は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「前払金」（当連結会計年度642百万円）及び「未払費用」（当連結会計年度6,342百万円）については、重要性が低下したため、当連結会計年度よりそれぞれ「流動資産」の「その他」及び「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物及び構築物	2,692百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
計	3,755百万円

(2) 担保に係る債務

流動負債「その他」	384百万円
長期借入金	4,300百万円
固定負債「その他」	531百万円
計	5,215百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 47,651百万円

3. 保証債務の内容及び金額

他の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

浙江吉俱泰汽車内飾有限公司	228百万円	(14,000千RMB)
フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.	183百万円	(30,600千MXN)
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	4百万円	(278千RMB)
計	415百万円	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	36,442,846	—	—	36,442,846

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	283百万円	8円	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日
平成28年10月27日 取締役会	普通株式	318百万円	9円	平成28年 9月30日	平成28年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	354百万円	10円	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。有価証券につきましては、安全性の高い金融資産での運用のためリスクは僅少であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握すると共に、把握された時価が取締役に報告されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金はすべて固定金利としており、支払金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引については、通常の営業過程における輸入取引及びグループ内の外貨建て融資に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため、必要に応じ為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、執行・管理については、その必要性を検討し社内承認を得た上で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価 （*）	差額
(1) 現金及び預金	40,919	40,919	—
(2) 受取手形及び売掛金	43,529	43,529	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	10,345	10,345	—
(4) 支払手形及び買掛金	(49,393)	(49,393)	—
(5) 短期借入金	(805)	(805)	—
(6) 未払法人税等	(1,864)	(1,864)	—
(7) 長期借入金	(6,500)	(6,484)	△15

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びその他は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額31百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、非連結子会社及び関連会社の株式（連結貸借対照表計上額17,238百万円）とあわせ「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は東京都内において、賃貸用の商業施設（土地含む。）を有しております。
- 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,809	5,182

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
(注) 2. 時価は、主として「固定資産税評価額」に基づき算定した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,473円43銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 204円94銭 |

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する 当期純利益	7,262百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	7,262百万円
普通株式の期中平均株式数	35,438,263株

重要な後発事象に関する注記

(株式取得による企業結合)

当社は、平成29年4月28日付で、富士機工株式会社のシート事業を吸収分割により承継する会社（以下、「対象会社」といいます。）の株式の全てを取得し、当社の子会社とするため、株式譲渡契約を締結いたしました。

当社と富士機工株式会社とは、平成11年8月の資本提携以来、シートフレームのコアであるシート機構部品の開発を共同で行ってまいりました。また、海外におきましてもシート機構部品の生産拠点を拡充すべく合併事業の展開を加速してまいりました。

当社は、お客様の期待・ニーズに対して、シート全体の提案及びグローバルでの生産が出来る『グローバル・シート・システム・クリエイター』として、お客様からの信頼をベースにステークホルダーから『選ばれ続ける企業』となっていくことを目指しております。本株式取得により、対象会社を含むグローバルに展開する当社グループが、一体（ワン・チーム）となり、スピード感あるシートフレーム開発やモノづくり革新をより一層推進し、更なる競争力の強化と企業価値向上が可能になるものと考えており、本株式取得を決定いたしました。

- 1 株式取得の相手会社の名称
富士機工株式会社
- 2 取得する会社の名称、事業内容、規模
 - (1) 名称 株式会社 T F - M E T A L
 - (2) 事業内容 シート部品の製造及び販売
 - (3) 資本金 未定
 - (4) 純資産 未定
 - (5) 総資産 未定
- 3 株式取得の時期
平成29年10月2日（予定）
- 4 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率
 - (1) 取得する株式の数 未定（発行済全株式を取得予定）
 - (2) 取得価額 61億円（概算）
 - (3) 取得後の持分比率 100%

（重要な関連会社株式の売却）

当社は、平成29年4月28日付で、株式会社ジェイテクトが富士機工株式会社の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することに関して、本公開買付けの応募に関する契約を締結いたしました。

富士機工株式会社とは、シート事業の分割譲渡契約を結び同事業の相乗効果を見込んでおります。一方、富士機工株式会社に残るステアリングコラム事業・パワートレイン事業は、株式会社ジェイテクトと同事業の相乗効果を見込んでおり、当社は本公開買付けへ応募することを決定いたしました。

- 1 売却する相手会社の名称
株式会社ジェイテクト
- 2 売却の時期
未定（本公開買付けの開始につきましては、国内外の競争法に基づき必要な手続き及び対応を終えること等一定の事項を前提条件としております。公開買付者は、上記前提条件が充足された場合、速やかに、公開買付け期間が30営業日以上になるような日程で本公開買付けを開始する予定です。）
- 3 当該関連会社の名称、事業内容及び当社との取引内容
 - (1) 名称 富士機工株式会社
 - (2) 事業内容 ステアリングコラム部品、シート部品、パワートレイン部品の製造及び販売
 - (3) 会社との取引内容 シート部品等の購入

4 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

- (1) 売却する株式の数 12,979,000株
- (2) 売却価額 9,604百万円
- (3) 売却損益 未定
- (4) 売却後の持分比率 - %

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,258	流動負債	32,631
現金及び預金	17,627	支払手形	95
受取手形	54	電子記録債権	5,793
電子記録債権	5,273	買掛金	20,040
売掛金	19,821	関係会社短期借入金	853
商品及び製品	449	未払金	866
仕掛品	1,703	未払費用	3,057
原材料及び貯蔵品	1,912	未払法人税等	826
前払金	1,233	預り金	396
繰延税金資産	664	設備関係支払手形	408
短期貸付金	240	前受収益	207
その他の金	1,293	役員賞与引当金	85
貸倒引当金	△15	その他の	0
固定資産	49,400	固定負債	9,662
有形固定資産	13,659	長期借入金	6,500
建物	5,622	繰延税金負債	1,867
構築物	128	退職給付引当金	513
機械及び装置	2,072	その他の	782
車両運搬具	0	負債合計	42,294
工具器具備品	723	(純資産の部)	
土地	4,882	株主資本	52,556
建設仮勘定	227	資本金	9,040
無形固定資産	939	資本剰余金	9,193
ソフトウェア	923	資本準備金	8,592
その他の	16	その他資本剰余金	601
投資その他の資産	34,802	利益剰余金	35,764
投資有価証券	10,193	利益準備金	480
関係会社株式	15,530	その他利益剰余金	35,283
出資金	132	圧縮記帳積立金	21
関係会社出資金	8,476	別途積立金	15,000
長期貸付金	47	繰越利益剰余金	20,262
長期前払費用	60	自己株式	△1,441
その他の	372	評価・換算差額等	4,807
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	4,807
資産合計	99,658	純資産合計	57,364
		負債・純資産合計	99,658

損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		131,123
売 上 原 価		120,379
売 上 総 利 益		10,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,030
営 業 利 益		2,712
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,871	
そ の 他	70	2,941
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
そ の 他	48	95
経 常 利 益		5,558
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	30	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	332	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	28	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2	
関 係 会 社 清 算 損	23	417
税 引 前 当 期 純 利 益		5,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,092	
法 人 税 等 調 整 額	△150	941
当 期 純 利 益		4,202

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 圧縮記帳 積 立 金
平成28年4月1日残高	9,040	8,592	601	9,193	480	21
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
圧縮記帳積立金の取崩						△0
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△0
平成29年3月31日残高	9,040	8,592	601	9,193	480	21

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計					
平成28年4月1日残高	15,000	16,661	32,164	△1,441	48,957	4,052	4,052	53,009
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		△602	△602		△602			△602
当期純利益		4,202	4,202		4,202			4,202
圧縮記帳積立金の取崩		0	—		—			—
自己株式の取得				△0	△0			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)						755	755	755
事業年度中の変動額合計	—	3,600	3,599	△0	3,599	755	755	4,354
平成29年3月31日残高	15,000	20,262	35,764	△1,441	52,556	4,807	4,807	57,364

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

②その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品(量産品)、原材料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②その他の製品・仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定 率 法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定 額 法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定 額 法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度における、計算書類への影響額は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土 地	1,062百万円
建 物	2,692百万円
構 築 物	0百万円
機 械 及 び 装 置	0百万円
計	3,755百万円

(2) 担保に係る債務

預り金	337百万円
前受収益	46百万円
長期借入金	4,300百万円
固定負債「その他」	531百万円
計	5,215百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,643百万円

3. 保証債務の内容及び金額

他の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

泰極愛思 (武漢) 汽車内飾有限公司	456百万円	(28,000千RMB)
タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.	239百万円	(2,000千EUR)
浙江吉俱泰汽車内飾有限公司	228百万円	(14,000千RMB)
フジキコウ タチエス メキシコ S.A. DE C.V.	183百万円	(30,600千MXN)
浙江富昌泰汽車零部件有限公司	4百万円	(278千RMB)
計	1,111百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,003百万円
短期金銭債務	3,990百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売 上 高	4,830百万円
仕 入 高	19,296百万円
その他の営業費用	495百万円
営業取引以外の取引高	2,649百万円

2. 関係会社出資金評価損

当社の海外子会社であるタチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.Lへの出資金について、帳簿価額に対して実質価額が著しく低下したため、関係会社出資金評価損として332百万円を特別損失に計上しております。

なお、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.Lは、当社連結子会社につき連結決算上は消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,004,491	217	—	1,004,708

(注)自己株式当期増加の内訳

単元未満株式の買取 217株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	91百万円
未払賞与否認	447百万円
退職給付引当金否認	156百万円
その他	815百万円
繰延税金資産 小計	1,511百万円
評価性引当額	△594百万円
繰延税金資産 合計	916百万円
繰延税金負債との相殺	△252百万円
繰延税金資産の純額	664百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△2,109百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債 合計	△2,119百万円
繰延税金資産との相殺	252百万円
繰延税金負債の純額	△1,867百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 Nui Tec Corporation	所有 直接 100%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	11,260	買掛金	371
				原材料の支給	7,789	未払費用	3
				資金運用の受託	3,782	前払金	393
				受取配当金	30	関係会社 短期借入金	505
						—	—
	タチエス エンジニアリング U.S.A.INC.	所有 直接 100%	当社の米国における 営業開発業務 役員の兼任	技術支援及び 部品等の販売	53	売掛金	39
				部品等の購入	58	買掛金	21
				受取配当金	323	未払費用	0
	広州泰季汽車座椅有限公司	所有 直接 51%	技術支援及び部品の 供給他 役員の兼任	技術支援及び 部品等の販売	163	売掛金	122
				受取配当金	471	—	—
武漢泰極江森汽車座椅 有限公司	所有 直接 70%	技術支援及び部品の 供給他 役員の兼任	技術支援及び 部品等の販売	251	売掛金	124	
			受取配当金	936	—	—	
泰極愛思(武漢)汽車内飾 有限公司	所有 間接 100%	債務保証 役員の兼任	銀行借入に対する 債務保証	456	—	—	
関連会社	富士機工株式会社	所有 直接 24.5%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	7,027	買掛金	1,913
				原材料の支給等	688	前払金	—
				受取配当金	84	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法

(1) 部品の購入等については、当社より見積条件(仕様等)を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金運用の受託の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,618円72銭

1 株当たり当期純利益金額 118円57銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	4,202百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	4,202百万円
普通株式の期中平均株式数	35,438,263株

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 タチエス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 タチエス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達哉 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、監査の方針、当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築と運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に関わる内部統制については、取締役及び会計監査人PwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認すると共に、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。
また、そのための取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成29年5月11日

株式会社タチエス 監査役会

常勤監査役	原	田	文	雄	㊟
常勤監査役	今	野	一	郎	㊟
社外監査役	松	尾	慎	祐	㊟
社外監査役	小	澤	伸	光	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案すると共に、東京証券取引所上場30周年記念配当及び国内外関係会社の周年記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金10円（普通配当8円、記念配当2円）、総額354,381,380円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株当たり金9円（普通配当8円、記念配当1円）をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり金19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等の記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とする規定を当社定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）に新設するものであります。
- (2) 取締役会及び監査役会の機動的な運営を図るため、招集手続きを経ることなく取締役会又は監査役会を開催することを可能とする規定を当社定款第22条第2項（取締役会の招集通知）及び第30条第2項（監査役会の招集通知）に新設するものであります。
- (3) 取締役会をより機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面決議を可能とする規定を当社定款第23条（取締役会の決議の省略）に新設するものであります。
- (4) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を当社定款第26条第4項及び第5項（監査役の定員及び選任）に新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めると共に、当社定款第27条第2項（監査役の任期）を変更し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を当社定款第34条（剰余金の配当等の決定機関）に新設すると共に、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第34条（中間配当）を削除し、当社定款第35条第2項及び第3項（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。なお、本定款第34条の新設は株主総会決議による剰余金の処分権限を排除するものではありません。
- (6) その他条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第8～11条 (条文省略)	第7～10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12～14条 (条文省略)	第11～13条 (現行どおり)
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
	第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第15～16条 (条文省略)	第15～16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17～21条 (条文省略)	第17～21条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23～24条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の定員及び選任) 第25条 (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり) ② <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第24～25条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の定員及び選任) 第26条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ⑤ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) 第26条 (条文省略) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>第27～28条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 (条文省略) (新設)</p> <p>第30～31条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(監査役の任期) 第27条 (現行どおり) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 <u>ただし、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第28～29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 (現行どおり) ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第31～32条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>33</u>条 (条文省略) (新設)</p> <p>(中間配当) 第<u>34</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>第<u>35</u>条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>35</u>条 (現行どおり) ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	再任 なか やま た ろう 中山 太郎 (昭和30年9月18日生) 取締役会への出席回数 (13回/13回)	昭和 55年 4月 日産自動車株式会社入社 平成 22年 4月 同社グローバルマルチソーシング&エクスポートマネジメント部長 平成 23年 4月 当社入社、顧問 平成 23年 6月 当社取締役兼副社長執行役員、ビジネス本部統括、海外部門長 平成 24年 4月 当社ビジネス部門長 平成 26年 4月 当社取締役兼最高執行責任者 平成 26年 6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者（現任） 平成 29年 4月 当社グローバル本社担当（現任）	12,300株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>中山太郎氏は、長年にわたる海外事業を通じて培った広範な経験と高い見識を有しております。また、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしており、優れたリーダーシップで当社事業のグローバル化を推進していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	再任 の がみ よし ゆき 野上 義之 (昭和27年1月9日生) 取締役会への出席回数 (13回/13回)	昭和 50年 4月 前田建設工業株式会社入社 平成 10年 4月 同社海外事業部副部長 平成 12年 1月 当社入社 平成 15年 6月 当社執行役員 平成 17年 6月 当社常務執行役員 平成 19年 4月 当社事業統括部門長 平成 19年 6月 当社取締役兼常務執行役員 平成 20年 4月 当社経営統括部門長（現任） 平成 21年 4月 当社取締役兼副社長執行役員 平成 22年 4月 当社ビジネス管理本部統括 平成 23年 4月 当社ビジネス本部統括兼管理本部統括、海外部門長 平成 28年 4月 当社管理本部長（現任） 平成 28年 6月 当社代表取締役兼副社長執行役員（現任）	12,500株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>野上義之氏は、経営管理、財務、コーポレートガバナンスの分野などにおいて高い専門性と広範な見識を有していると共に、経営統括部門の責任者として当社の持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>再 任</p> <p>さいとう きよし 齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)</p> <p>取締役会への出席回数 (13回/13回)</p>	<p>昭和48年3月 当社入社</p> <p>昭和57年6月 当社取締役</p> <p>平成5年6月 当社常務取締役、生産本部長</p> <p>平成8年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成13年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者</p> <p>平成17年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役会長</p> <p>平成26年6月 当社代表取締役相談役</p> <p>平成28年6月 当社取締役相談役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社やまびこ 社外取締役</p>	736,028株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>齊藤潔氏は、長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、当社グループの経営全般に関する広範な知識を有し適正に業務を執行しており、当社グループの持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>新 任</p> <p>やまもと ゆういちろう 山本 雄一郎 (昭和43年7月30日生)</p> <p>取締役会への出席回数 (-回/-回)</p>	<p>平成9年4月 当社入社</p> <p>平成17年4月 当社海外事業チームジェネラルマネージャー</p> <p>平成17年10月 タチエス エンジニアリング U.S.A.INC. 出向 ジェネラルマネージャー</p> <p>平成18年8月 タックル シーティング U.S.A.LLC (現 タチエス オートモーティブ シーティ ング U.S.A.LLC) 出向 社長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員、海外副部門長</p> <p>平成24年4月 日産ビジネス・海外事業管理担当</p> <p>平成26年4月 中国事業担当、泰極愛思(広州)投資有限公司 (現 泰極愛思(中国)投資有限公司) 出向 総 経理</p> <p>平成27年4月 当社常務執行役員</p> <p>平成28年4月 コンプライアンス担当(現任)</p> <p>平成29年4月 当社副社長執行役員(現任) 日本事業本社長(現任)</p>	94,800株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>山本雄一郎氏は、営業・海外部門での豊富な知識と北米・中国での海外現地法人経営者としての長年の経験と実績を有しており、当社グループのグローバル化推進と持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	新任 <small>しまざきみつお</small> 島崎 満雄 (昭和30年7月4日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年4月 当社開発総括部長 平成22年10月 当社経営企画室ジェネラルマネージャー 平成23年4月 当社経営企画室長 平成24年4月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員(現任) 開発部門長 平成28年4月 モノづくり本部長(現任) 開発・技術部門長 平成29年4月 生産・技術部門長(現任)	6,100株
	取締役会への出席回数 (-回/-回)	平成28年4月 平成29年4月	
〈取締役候補者とした理由〉 島崎満雄氏は、開発・技術部門等モノづくりに携わる部門での豊富な経験と実績及び、生産・技術部門長として高い知見と能力を有しております。今後当社グループが、北米・中南米・中国等におけるグローバル開発体制をさらに強化していくために、新たに取締役候補者といたしました。			
6	再任 社外 独立役員 <small>きつかわみちひろ</small> 木津川 迪洽 (昭和22年3月19日生)	昭和50年4月 第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務 昭和52年4月 木津川迪洽法律事務所設立 平成11年4月 クローバー法律事務所設立 パートナー(現任) 平成18年6月 当社社外取締役(現任) 当社特別委員会 委員 平成23年4月 日本弁護士連合会 副会長 第一東京弁護士会 会長	9,600株
	取締役会への出席回数 (13回/13回)	(重要な兼職の状況) クローバー法律事務所 パートナー 東京都弁護士国民健康保険組合 理事長	
〈社外取締役候補者とした理由〉 木津川迪洽氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、客観的な視点で取締役会の適正な意思決定に貢献していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> きのしたとしお 木下俊男 (昭和24年4月12日生) 取締役会への出席回数 (13回/13回)	昭和55年1月 クーパースアンドライブランドジャパン (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所 昭和58年7月 公認会計士登録 昭和60年2月 米国クーパースアンドライブランド (現 プラ イスウォーターハウスクーパース) ニューヨー ク事務所監査マネージャー 昭和60年11月 同デトロイト事務所中西部地区日系企業統括パ ートナー 平成7年6月 同ニューヨーク本部事務所全米日系企業統括パ ートナー 平成10年7月 米国プライスウォーターハウスクーパースニ ューヨーク事務所北米日系企業統括パートナー 平成17年7月 中央青山監査法人 (みずず監査法人へ改称) 東 京事務所国際担当理事 平成25年7月 公認会計士木下事務所設立 代表 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士木下事務所 代表 株式会社海外需要開拓支援機構 社外監査役 パナソニック株式会社 社外監査役 株式会社ウェザーニューズ 社外監査役 株式会社アサツー ディ・ケイ 社外取締役 デンカ株式会社 社外監査役 株式会社みずほ銀行 社外取締役 グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社 代表取締 役社長	0株
(社外取締役候補者とした理由) 木下俊男氏は、公認会計士として高い見識と長年にわたる海外での監査業務における豊富な経験を有しており、客観的かつグローバルな視点で取締役会の適正な意思決定に貢献していることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木津川迪洽氏と木下俊男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、木津川迪洽氏、及び木下俊男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

<ご参考> 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1. 本人が、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者^{*1}又はその出身者でないこと。
2. 過去5年間に於いて、本人の近親者等^{*2}が当社グループの業務執行者^{*1}でないこと。
3. 本人が、現在又は過去5年間に於いて、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者^{*1}
 - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者^{*1}
 - ③ 当社グループを主要な取引先とする者^{*3}又はその業務執行者^{*1}
 - ④ 当社グループの主要な取引先^{*4}の業務執行者^{*1}
 - ⑤ 当社グループの主要な借入先^{*5}の業務執行者^{*1}
 - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - ⑧ 当社グループから年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
 - ⑨ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社の業務執行者^{*1}
4. 本人の近親者等が、現在、上記3の①から⑨のいずれかに該当（ただし、重要な者^{*6}に限る）しないこと。

- (注) ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- ※3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- ※4 当社グループの主要な取引先とは、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者をいう。
- ※5 当社グループの主要な借入先とは、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
- ※6 重要な者とは、取締役、監査役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

以上

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松尾慎祐氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外</div> まつ お しの すけ 松 尾 慎 祐 (昭和45年8月4日生) 取締役会への出席回数 (13回/13回) 監査役会への出席回数 (9回/9回)	平成 9 年 4 月 東京弁護士会登録 さくら共同法律事務所入所 平成 18年 6 月 さくら共同法律事務所 パートナー (現任) 平成 23年 6 月 当社社外監査役 (現任) 当社特別委員会 委員 (重要な兼職の状況) さくら共同法律事務所 パートナー 株式会社アイ・イー・エス・エス 社外監査役 株式会社Nuts 社外取締役	2,100株
〈社外監査役候補者とした理由〉 松尾慎祐氏は、社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 松尾慎祐氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 松尾慎祐氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.003%未満、同事務所が受領した売上高の0.5%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
 4. 当社は、松尾慎祐氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月23日開催の第64回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下徳明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、あらためて、法令に定める社外監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数		
<table border="1"> <tr> <td>再任</td> </tr> <tr> <td>社外</td> </tr> </table> きのしたのりあき 木下徳明 (昭和14年12月5日生)	再任	社外	昭和41年6月 公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設 昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師 昭和59年10月 監査法人井上達雄会計事務所代表社員 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成14年4月 中央大学商学部教授 平成18年6月 当社特別委員会委員 平成19年6月 当社補欠監査役(現任) (重要な兼職の状況) トップラン・フォームズ株式会社 社外監査役 A&M I アドバイザーズファーム株式会社 代表取締役社長	0株
再任				
社外				
〈補欠社外監査役候補者とした理由〉 木下徳明氏は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。				

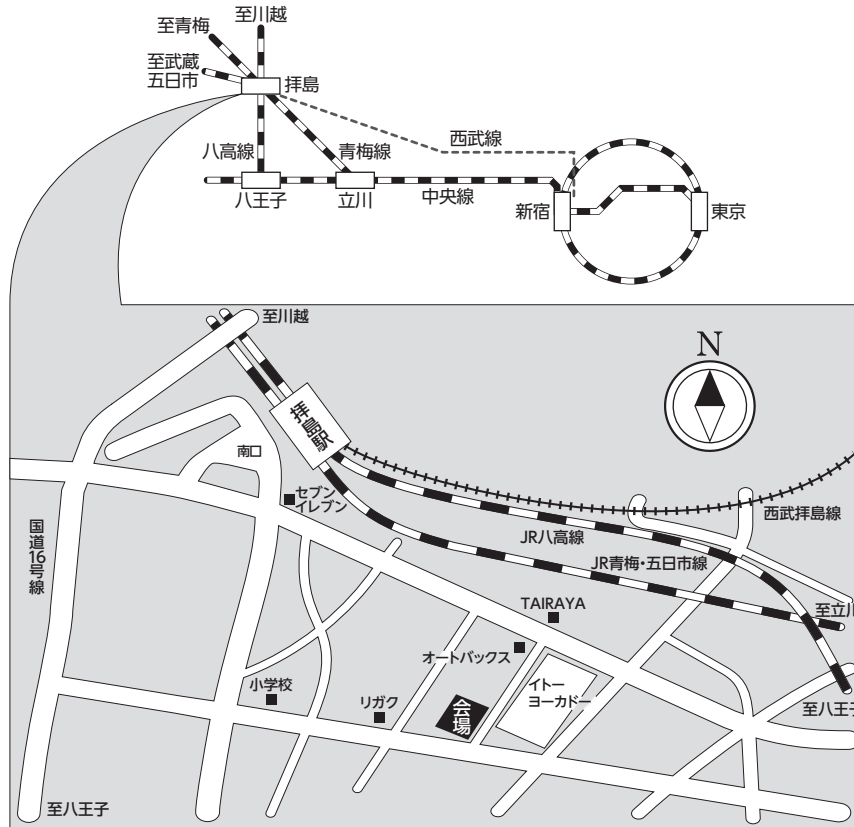
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 木下徳明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 木下徳明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち、社外取締役を除く5名に対し、当期の業績等を勘案し、総額8,500万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス 本社3階講堂

交通：JR青梅・五日市・八高線、

西武拝島（新宿）線

拝島駅下車 南口より徒歩約15分



UD FONT

